

次期中間処理施設整備事業地域振興策（第2回変更）の案に対する

パブリックコメント募集の結果報告

1. 募集概要

(1) パブリックコメント募集の対象とする事案

次期中間処理施設整備事業地域振興策（第2回変更）の案 ※概要版の案を含む

(2) パブリックコメント募集の目的

次期中間処理施設整備事業地域振興策（第2回変更）の案に対し、広く意見募集を行うことで、より一層の情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取組を推進します。

(3) 意見の提出方法

- ①郵送
- ②ファクシミリ
- ③電子メール
- ④直接持参

(4) 意見の提出期間

令和4年7月15日（金）から令和4年7月28日（木）まで（郵送の場合は令和4年7月28日（木）当日の消印有効）

(5) 意見を提出することができる方（広く意見を公募する観点から、意見提出者の氏名及び連絡先等が記載されていないものであっても、有効意見としています）

- ①印西市、白井市及び栄町（以下「関係市町」という。）に住所のある者
- ②関係市町内に勤務先のある者
- ③関係市町内に通学先のある者
- ④関係市町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

2. 意見提出者数

1名

3. 意見件数

5件

4. 事務局

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進室

TEL：0476-46-2734 fax：0476-47-1765

E-mail：jikisisetu@inkan-jk.or.jp

意見No.	意見箇所 (斜文字は事務局で補記)	意見内容 (原文のまま) (斜文字は事務局で補記)	回答内容
1	全般	<p>貴組合の規約や概要を見るに、貴組合が担うべきは、一般廃棄物、余熱を利用する施設、墓地、斎場、平岡自然の家の管理及び運営とあるが、当計画はこの領分を逸脱している。</p> <p>また、全国的に少子高齢化が進んでおり、当然、財政規模を縮小していかなければならないが、当計画はこれに逆行している。</p> <p>民業圧迫や行政より民間の方が効率的な運営を行えることから、民間で出来ることは民間に任せ、コストダウンを図るべきである。</p> <p>次期中間処理施設整備事業は、ごみ処理事業と余熱を利用した温水センター事業、この2事業に絞り、現実的に行うべきであり、それ以外は不要である。</p> <p>貴組合は一部事務組合なのだから、効率的にその領分の事務を行えばよろしいと思う。</p>	<p>次期施設（新クリーンセンター）（以下「次期施設」という。）の整備運営にあたり必要となる地域振興策については、次の法令等に基づき計画しているものです。</p> <p><u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</u></p> <p>第9条の4（周辺地域への配慮） 一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。</p> <p><u>供給処理施設の都市計画に関する手引（昭和56年3月 千葉県）</u></p> <p>5. 決定の基準 5-1 計画方針 ハ) 地元に親しまれる計画</p> <p>供給処理施設（ごみ焼却場など）は近年、処理技術の急速な進歩により、周辺環境を阻害する恐れがなくなりつつある。しかし、従来からの迷惑施設としての悪いイメージからは完全に脱却できていない。したがって、計画にあたっては、地元の理解が得られるような地元に親しまれる計画づくりが必要である。このため、計画は地元に対して供給処理施設の必要性を認識させるとともに、コミュニティ施設としての市民権が確保できるよう地元還元施設等を有効に活用することが望ましい。（以下略）</p> <p>なお、組合が共同処理する事務に関しては、組合格約第3条第3号で「前号の規定による施設（一般廃棄物処理施設）から生じる余熱を利用する施設の設置、管理及び運営に関する事務」と規定しています。</p> <p>よって、同号においては、余熱を利用しない事業は組合で共同処理することができないものと考えられますが、余熱を直接利用しないものの「余熱を利用する施設の機能や魅力の補完のほか、親和性及び連携効果などが発揮される関連事業」については、余熱を利用する施設の集客力や収益性等に直結することも含め、同条第6号で規定する「前各号に掲げる事務に関連する一切の事務」に合致する場合もあるものと考えています。</p> <p>ただし、地域振興策として整備する施設内容及び規模等は、令和7年度に策定する地域振興策基本設計において最終決定する予定であることから、その段階における計画内容等を踏まえて、必要に応じ組合格約の一部変更について検討を進めたい考えです。</p> <p>つまり、現行の組合格約で規定する事務の範囲内で地域振興策を検討するというのではなく、次期施設整備事業における最適な地域振興策として検討した結果に応じ、組合格約の一部変更について検討を進めたい考えです。</p>

意見No.	意見箇所 (斜文字は事務局で補記)	意見内容 (原文のまま) (斜文字は事務局で補記)	回答内容
			<p>また、「民間で出来ることは民間に任せ、コストダウンを図るべき」とのご意見ですが、吉田区に次期施設を恒久施設として受け入れていただくにあたり、平成26年度に5箇所の候補地の中から吉田地区を建設候補地に選定した以降、吉田区と多面的な対話及び協議を重ねてまいりました。</p> <p>その結果として、平成28年度に吉田区と整備協定(全編版P11/概要版P8参照)を締結するに至り、その後、同整備協定第11条で規定する整備上限額の範囲内で地域振興策を検討していることについて、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、コストダウンについては、インシヤルコストもさることながらランニングコストが特に重要であると考え、令和元年度に吉田区との対話・協議により策定した地域振興策基本計画(第1回変更)において、各施設の配置について「分散配置の方向性」を「集約配置の方向性」に変更し、また、屋内余暇棟(メイン施設)の建築工法を「一般工法」から「倉庫建築」に変更するなど、ランニングコストの軽減に配慮しています。ランニングコストの軽減については、今後も更なる検討を進めたい考えです。</p> <p>また、民業圧迫に関することとして、今後、地域振興策に関連する既存の事業者・営農者等との連携・タイアップについても検討を進めることとしています。(全編版P96/概要版P20参照)</p> <p>以下参考(現行の組合格約の一部抜粋)</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の事務を共同で処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬及び処分に関する事務 二 一般廃棄物(し尿を除く。)処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 三 前号の規定による施設から生じる余熱を利用する施設の設置、管理及び運営に関する事務 四 墓地、火葬場及び斎場の設置、管理及び運営に関する事務(栄町に係るものを除く。) 五 平岡自然の家の設置、管理及び運営に関する事務(栄町に係るものを除く。) 六 前各号に掲げる事務に関連する一切の事務

意見No.	意見箇所 (斜文字は事務局で補記)	意見内容 (原文のまま) (斜文字は事務局で補記)	回答内容
2	<p>概要版 P 1</p> <p>全編版 P 1</p> <p>I 地域振興策の計画概要</p>	<p>そもそも当計画について、地元町内会である吉田区の意見等には最大限配慮すべきであるが、最優先されるものではない。</p> <p>施設の建設及び運営は、構成市町の住民のためのものであり、当計画策定の目的を取り違えている。</p> <p>P 1 では、感謝や協力の記載が吉田区に対してのみである。</p> <p>構成市町住民への御礼を述べ、吉田区民には特別の御礼を述べるのが普通だと思うが、こういった点からも貴組合の存在意義を職員が理解していないのではないか、とさえ思う。</p> <p>行政が一度つくったものは多大な維持費が掛かるであろうし、売却も難しいであろう。</p> <p>構成市町の住民全体にとって、必要なもののみをつくり、住民全体を考えたうえでの計画の修正を切に望む。</p>	<p>地域振興策の目的は、学識経験者・関係市町の公募住民・建設候補地の周辺住民を委員とする組合管理者の附属機関（地域振興策検討委員会）で調査審議し、平成 28 年度に策定した地域振興策基本構想（全編版 P 19 / 概要版 P 17 参照）において、次の内容を掲げています。</p> <p>地域振興策の目的</p> <p>多様な地域資源と次期施設から供給されるエネルギーを活用しながら、地域全体を対象とした最適なハード整備・持続可能なソフト施策を計画的に展開し、地域が持つポテンシャルを最大限に引き出すことにより「暮らしやすく持続できる快適なまち」「訪れたい魅力あるまち」「次世代に残したい里地里山」の具現化を図る。</p> <p>また、P 1 の地域振興策の計画概要は、事業の特殊性（意見No.1 の回答内容の冒頭に記載している関係法令等の規定を参照）のほか、平成 29 年度以降、長期間に亘る地域振興策基本計画の検討について、組合管理者の附属機関によらず、吉田区が設立した検討組織（よしだ未来会議）が主体的に担任し、令和 6 年度（令和 7 年度に予定する基本設計の前年度）までの間、そうした検討体制が継続することなどを踏まえた内容としていきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、「住民全体を考えたうえでの計画」に関しては、平成 28 年度に吉田区と締結した整備協定（全編版 P 11 / 概要版 P 8 参照）において、次の点を吉田区と合意しています。</p> <p>第 10 条</p> <p>吉田区における地域活性化だけにとどまらず、<u>周辺地域への公共公益的な波及効果も踏まえたものとする。</u></p> <p>第 13 条</p> <p>大規模災害時において吉田区を中心とした<u>周辺地域の防災拠点及び復興拠点としての活用を図るものとする。</u></p> <p>第 15 条</p> <p>吉田区を中心とした<u>周辺地域における雇用創出を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>更に、平成 30 年度に吉田区と締結した覚書（全編版 P 17 / 概要版 P 14 参照）3（3）において、売電額は組合の収入とし、その内 50% を印西市・白井市・栄町の住民に対する割引サービスの原資に充てること（売電額の 50% は関係市町住民の施設利用者に還元）も吉田区と合意しています。</p> <p>こうした点を前提とし、地域振興策基本計画は、吉田区における地域活性化だけにとどまらず「住民全体を考えたうえでの計画」となるよう、具体的には「多くの関係市町住民に利用していただける施設」となるよう、検討を進めてまいりました。</p> <p>ただし、意見No.1 の回答内容のただし書きのとおり、地域振興策として整備する施設内容及び規模等は、令和 7 年度に策定する地域振興策基本設計において最終決定する予定です。</p>

意見No.	意見箇所 (斜文字は事務局で補記)	意見内容 (原文のまま) (斜文字は事務局で補記)	回答内容
3	<p>概要版 P 2</p> <p>全編版 P 2</p> <p>II 主な変更箇所</p>	<p>「アプローチゾーンとして必要な用地を追加」とあるが、追加した理由は何か。 何故費用をかけ整備するのか。 仮に整備すると民間のボランティアが行うのか。 田の境界等の区画を見るに明らかに不要な土地を買い上げているように見受けられるが。</p>	<p>アプローチゾーンは、20,000㎡のアクセス道路用地（次期施設と地域振興施設の整備運営で欠くことのできない進入道路）及び10,000㎡のフラワーアプローチ（広大な花畑）の計30,000㎡で構成されます。</p> <p>当該用地現況の大部分は谷津田ですが、田圃としての機能性が低いことから、長期間に亘り大部分の土地が休耕田化しています。</p> <p>そうした状況下、アプローチゾーンの計30,000㎡のうち、アクセス道路用地の20,000㎡を買収すると、残される当該谷津田の機能性が更に低下し、休耕田の状況が拡大及び固定化されてしまう恐れがあることなどから、吉田区が設立した検討組織（よしだ未来会議）から、アクセス道路に隣接するフラワーアプローチ（広大な花畑）の提案がありました。</p> <p>内容を検討したところ、往来のポイントとなる印西市道00-122号線（現在整備中）からフラワーアプローチ（広大な花畑）を望むことができることから、一般通行者に対する誘引力や、地域振興施設のイメージアップ戦略に大きく寄与することも踏まえ、この度計画設定したものです。</p> <p>なお、フラワーアプローチ（広大な花畑）については、あくまで荒廃した現況を花畑とする取組であり、機能整備としての工事等は必要とせず、花の播種や除草など毎年の必要作業を指定管理業務の一つとして位置付ける予定です。</p> <p>また、フラワーアプローチ（広大な花畑）を機能させるために必要となる10,000㎡の用地の買収費及び物件補償費は、整備協定（全編版 P 11 / 概要版 P 8 参照）第11条で規定する整備上限額の範囲内で対応します。</p>

意見No.	意見箇所 (斜文字は事務局で補記)	意見内容 (原文のまま) (斜文字は事務局で補記)	回答内容
4	<p>概要版P 2 1</p> <p>全編版P 1 2 5 (4) 多機能な複合施設の配置 計画平面図 ①配置計画図</p>	<p>以下、不要と見受けられる場所 (何を目的とし、何故必要なのか。) 備考等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラワーアプローチ 前述のとおり。 ・牧場 ・大きな花畑 (大規模な花畑) 境界等の区画を見るに明らかに不要な土地を買い上げているように見受けられるが。 ・果樹園 ・花木園 ・草地広場 これだけ広大な敷地に関わらず臨時の場面などあるのか。 ・中央広場 飲食スペースのみあれば良いのではないか。 ・ドッグラン ・ファミリールーム 災害対策に活用するか不透明にも関わらず、2億強の費用をかけてどうするのか。本当にこのお金の使い方が正しいと考えているのか。避難所は学校が一般的と思われるが、構成市町では現状全く足りていないのか。災害対策として運用するならば、何十人、何百人と収容できる1棟の施設で検討すべきである。食事をとるだけならば、公園にあるような木材のみの簡易的な建物でよい。 ・既存林 人の山を買ってそのままにしてどうするのか。全く理解できないが、なぜ公有地として保全するのか。また、境界等の区画を見るに明らか 不要な土地を買い上げているように見受けられるが。 	<p>地域振興策として整備する施設の目的等は、全編版P 9 7～P 1 1 8に記載している「地域振興策の概要」をご覧ください。</p> <p>補足説明は次のとおりです。</p> <p>草地広場 臨時の利用としては、ゴールデンウィークや夏休み期間等の繁忙期及びイベント開催時における駐車場を想定しています。</p> <p>ファミリールーム 時間貸し個室としてのファミリールーム(20棟)を導入する計画としている主な目的は、滞在機能の中心を担うプライベート空間を来訪者に提供することにあります。 なお、災害対策の活用は、あくまで副次的なものです。</p> <p>既存林 当該既存林の大部分は、いわゆる斜面林ですが、かつては農用林として利用されていた雑木林であり、地域の景観を形成する重要な要素であると考えています。 当該既存林及び隣接する平坦地で創出する雑木林が連携し、保全だけにとどまらない環境学習の拠点として、また、自然とふれあうきっかけの場として機能させながら、入浴施設等とも連携させたい考えです。(入浴施設は、「汚れること」「疲れること」「汗をかくこと」と連携効果が高いと考えています)</p> <p>現時点における考え方は上記のとおりですが、意見No.1の回答内容のただし書きのとおり、地域振興策として整備する施設内容及び規模等は、令和7年度に策定する地域振興策基本設計において最終決定する予定です。</p>

意見No.	意見箇所 (斜文字は事務局で補記)	意見内容 (原文のまま) (斜文字は事務局で補記)	回答内容
5	概要版P 2 4 全編版P 1 3 1 7 運営手法・事業スキーム (1) 役割分担の概要	公設民営において「株よしだ」とあるが、その法律の根拠は何か。通常、入札で決めべき事柄と思われるが、概要版 P 8 (全編版P 1 1) の協定に記載以外の理由で回答願う。	<p>当組合を含む地方公共団体が締結する契約は一般競争入札が原則となりますが、地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる9つの要件のいずれかに該当する場合に限り、随意契約(競争入札に付さない契約)が認められています。</p> <p>本件の随意契約については、吉田区から次期施設の整備や操業に対する理解と協力を得ること及び信頼関係の醸成を主たる目的としており、一時の停滞も許されない極めて公共性の高い本事業を達成するために必要不可欠なものであることなどから、同施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しない」に該当するものと考えています。</p> <p>こうした事由による随意契約については稀な例ではなく、当組合の平岡自然公園事業(墓地、火葬場及び斎場の整備事業)をはじめ他の公共団体における類似事業においても、実績を有しているところではあります。</p> <p>ただし、適正な業務設計、他の公共団体における類似業務実績の調査及び専門業者から参考見積りを徴すなど、適正価格による契約締結を図らなければならないと考えています。</p>